

令和7年 5月 金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招集年月日 令和7年 5月 1日
招集場所 役 場 議 場
開 会 午 前 1 0 時

令和 7 年 5 月 1 日 (木曜日)

令和 7 年 5 月 金山町議会臨時会 会議録
(第 1 日目)

令和7年5月金山町議会臨時会 会議録

令和7年5月1日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番 矢口政一議員	2番 五十嵐優一議員
3番 中村忠行議員	4番 寒河江宏一議員
5番 須藤典夫議員	6番 宮林聰志議員
7番 大場洋介議員	8番 星川智子議員
9番 沼澤道也議員	10番 栗田保則議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 10名

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 2番 五十嵐優一議員 3番 中村忠行議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	須藤信一	総務課長	川崎勉
町民税務課長	長倉章	環境整備課長	三上裕一
教学課長	佐藤英樹	産業課長	庄司紀一 (併農業委員会事務局長)
健康福祉課長	正野学	総合政策課長	柴田直樹
会計管理者 (兼出納室長)	古澤幸	診療所事務長	松澤和仁

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後藤隆行

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の辞職

追加日程第1号の1

追加日程第1 議長の選挙

追加日程第1号の2

追加日程第1 副議長の辞職

追加日程第1号の3

追加日程第1 副議長の選挙

追加日程第1号の4

追加日程第1 常任委員の選任

追加日程第2 議会運営委員の選任

追加日程第1号の5

- 追加日程第1 最上地区広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第2 町長提出議案の一括上程
- 追加日程第3 提案理由の説明
- 追加日程第4 提出議案の説明
- 追加日程第5 議案審議

追加日程第1号の6

- 追加日程第1 町長提出議案の追加一括上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 提出議案の説明
- 追加日程第3 議案審議
- 追加日程第4 閉会中の継続調査の件

追加日程第1号の7

- 追加日程第1 町長提出議案の追加上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 提出議案の説明
- 追加日程第4 議案審議

令和 7 年 5 月 1 日
午前 10 時 00 分開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。
本日の出席議員数は、10名です。
定足数に達していますので、ただいまから、令和 7 年 5 月金山町議会臨時会を開会します。
それでは、議事日程をお開き願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○栗田議長

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、金山町議会会議規則第 122 条の規定により、2 番の五十嵐優一議員と、3 番の中村忠行議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○栗田議長

次に、日程第 2 「会期の決定」を議題とします。
本臨時会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について、矢口政一委員長より報告を求めます。

矢口委員長。

○矢口政一議会運営委員長

1 番、矢口です。それでは私から、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日、開会の令和 7 年 5 月金山町議会臨時会の会期は、本日 1 日とすることとしましたのでご報告いたします。

○栗田議長

ありがとうございました。
お諮りします。
本臨時会の会期は、ただ今、矢口委員長の報告のとおり、本日 1 日と決定することにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3 議長の辞職

○栗田議長

次に、日程第3「議長の辞職」について議題といたします。

お諮りします。

この議案は私の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をいたします。

地方自治法第106条第1項により、議長の職務を副議長に代わって行っていただくことにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の職務を副議長に代わって行っていただくことに決定いたしました。

それでは、副議長と交代いたします。

(栗田議長退席)

○沼澤副議長

暫時の間、議長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

議長の辞職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

(事務局長挙手)

局長。

○議会事務局長

それでは朗読いたします。

辞職願。今般一身上の都合により、金山町議會議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可を得られるようお取り計らい願います。

令和7年4月30日、金山町議会副議長 沼澤道也殿。金山町議會議長 栗田保則。

以上です。

○沼澤副議長

お諮りします。

栗田保則議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

栗田保則議員の入場を許可します。

(栗田議員が入場、10番の議席に着席)

栗田保則議員について、議長の辞職願が許可されましたので、告知いたします。

ここで、追加議事日程について配付いたします。

お諮りします。

お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1号の1 議長の選挙

○沼澤副議長

追加議事日程第1号の1、日程第1「議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場を封鎖いたします。

(議場出入口の封鎖を確認後)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

金山町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、五十嵐優一議員と宮林聰志議員を指名します。

次に、投票用紙を配付させます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙は議場後方の記載台で記載願います。

(投票用紙を配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱を点検してから)

異常なしと認め、これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長

それでは、投票順にお呼びいたします。

1番 矢口政一議員、2番 五十嵐優一議員、3番 中村忠行議員、4番 寒河江宏一議員、
5番 須藤典夫議員、6番 宮林聰志議員、7番 大場洋介議員、8番 星川智子議員、10番
栗田保則議員。

9番 沼澤道也議員は、議長席でお願いいたします。

○沼澤副議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

立会人 五十嵐優一議員と宮林聰志議員には開票の立会いを願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 10票。 うち有効投票 10票。 無効投票 0票。

有効投票中 栗田保則議員 10票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、有効投票の最多数を得た栗田保則議員が、議長に当選されました。これで議長選挙を終了しました。

議場の封鎖を解きます。

ただいま、議長に当選されました栗田保則議員が議場におりますので、本席から金山町議会会議規則第32条第2項の規定に基づき、議長に当選されたことを告知します。

これをもちまして、私の議長職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

栗田保則議長、議長席にお願いします。

○栗田議長

この度、皆様から温かいご支援によりまして、議長に当選させていただきました、栗田です。就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議長という大役を仰せつかり、それと同時に、町民の皆さんから選ばれたものとして、さらに町政に対する責任を強く感じているところでございます。

それと同時に、行政と議会がなお一層町民のための政策実現を第一に考えた議論を展開していくことが責務と感じているところでございます。

引き続き皆さんのご指導いただきながら、職務を全うしていく考え方でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(10時25分)

— 休憩 —

○栗田議長

再開します。

(10時30分)

ここで追加議事日程について配付いたします。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1号の2 副議長の辞職

○栗田議長

追加日程議事第1号の2、日程第1「副議長の辞職」について議題といたします。

この議案は、議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、沼澤道也議員の退席を求めます。

(沼澤副議長 退席)

副議長の退職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

(事務局長挙手)

事務局長。

○議会事務局長

それでは、朗読いたします。

辞職願。今般一身上の都合により、金山町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可を得られるようお取り計らい願います。

令和7年4月30日、金山町議会議長 栗田保則殿。金山町議会副議長 沼澤道也。

以上です。

○栗田議長

お諮りします。

沼澤道也議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

沼澤道也議員の入場を許します。

(沼澤議員が入場し、9番の議席に着席後)

沼澤道也議員について、副議長の辞職願が許可されましたので、告知します。

ここで、追加議事日程について配付します。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1号の3、日程第1 副議長の選挙

○栗田議長

追加議事日程第1号の3、日程第1「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場を封鎖致します。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

金山町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に星川智子議員と大場洋介議員を指名します。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙は議場後方の記載台で記載願います。

(投票用紙を配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長

それでは、投票順にお呼びいたします。

1番 矢口政一議員、2番 五十嵐優一議員、3番 中村忠行議員、4番 寒河江宏一議員、
5番 須藤典夫議員、6番 宮林聰志議員、7番 大場洋介議員、8番 星川智子議員、9番
沼澤道也議員

10番 栗田保則議員は、議長席でお願いいたします。

○栗田議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

立会人 星川智子議員と大場洋介議員には開票の立会いを願います。

(開票して結果が出てから)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 10票。うち有効投票 9票。無効投票 1票です。

有効投票中 沼澤道也議員 9票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、有効投票の最多数を得た沼澤道也議員が副議長に当選されました。これで副議長選挙を終了しました。

議場の封鎖を解きます。

ただいま、副議長に当選されました沼澤道也議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、議長に当選されたことを告知します。

沼澤道也議員は、自席にて就任の挨拶をお願いいたします。

○沼澤副議長

選出されて、うれしく思います。

議長を補佐し、議員の皆様方、ご指導いただいて、また二年間務めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○栗田議長

それでは、ここで、11時20分まで休憩いたします。

(10時50分)

— 休憩 —

○栗田議長

それでは、休憩を打ち切り、再開します。

(11時18分)

ここで追加議事日程について配付いたします。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を本件の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1号の4、日程第1 常任委員の選任

○栗田議長

次に、追加議事日程第1号の4、日程第1「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長指名とします。

はじめに、総務文教常任委員には、矢口政一議員、五十嵐優一議員、中村忠行議員、寒河江宏一議員、そして私、栗田保則議員、以上5名。

次に、産業厚生常任委員には、須藤典夫議員、宮林聰志議員、大場洋介議員、星川智子議員、沼澤道也議員、以上5名です。

次に議会広報常任委員には、五十嵐優一議員、中村忠行議員、宮林聰志議員、大場洋介議員、星川智子議員、以上5名です。

以上のとおり、それぞれの委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

名簿は事務局で作成次第、配付いたします。

ここで、委員長並びに副委員長を互選するため、委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

なお、会場は、総務文教常任委員会は議員室、産業厚生常任委員会は特別会議室とし、両委員会終了後、議会広報常任委員会を議長室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(11時21分)

— 休憩 —

○栗田議長

それでは、休憩を打ち切り、再開します。 (11時30分)

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務文教常任委員長に、寒河江宏一委員、副委員長に五十嵐優一委員。

次に、産業厚生常任委員長に、大場洋介委員、副委員長に宮林聰志委員。

次に、議会広報常任委員長に星川智子委員、副委員長に中村忠行委員。

以上のことおり、それぞれ互選されました。

追加日程第1号の4、日程第2 議会運営委員の選任

○栗田議長

次に、追加議事日程第1号の4、日程第2「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については、金山町議会委員会条例第6条の規定に基づき、議長指名といたします。

議会運営委員には矢口政一議員、五十嵐優一議員、中村忠行議員、寒河江宏一議員、須藤典夫議員、宮林聰志議員、大場洋介議員、星川智子議員。

以上のとおり指名しますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

名簿は、事務局で作成次第、配付いたします。

ここで、委員長並びに副委員長を互選するため、委員会を開催いたしますので、暫時休憩します。 (11時33分)

— 休憩 —

○栗田議長

それでは、休憩を打ち切り再開します。 (11時38分)

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

委員長には矢口政一委員、副委員長には、須藤典夫委員が互選されました。

追加日程第1号の5、日程第1 最上地区広域連合議会議員の選挙

○栗田議長

それでは、追加日程、追加議事日程第1号の5、日程第1 「最上地区広域連合議会議員の選挙」を行います。

最上地区広域連合規約第8条の規定による連合議会の議員は、構成する各町村議会議員の中から選任された議員2名となっていますので、欠員となった1名についての選任を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

最上地区広域連合議会議員に大場洋介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました大場洋介議員を、最上地区広域連合議会議員の、当選人と定
めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、大場洋介議員が、最上地区広域連合議会議員に当選しました。

金山町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知とします。

よろしくお願ひします。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(11時41分)

— 休憩 —

○栗田議長

休憩を打ち切り再開します。 (13時00分)

追加日程第1号の5、日程第2 町長提出議案の一括上程

○栗田議長

追加議事日程第1号の5、日程第2 「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第40号 令和6年度金山町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について
議第41号 令和6年度金山町介護保険特別補正予算（第6号）の専決処分の承認について
議第42号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び、特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第43号 金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第44号 金山町都市計画、税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
議第45号 令和7年度金山町一般会計補正予算（第1号）
以上、6件を一括上程いたします。

追加日程第1号の5、日程第3 提案理由の説明

○栗田議長

次に、追加議事日程第1号の5、日程第3「提案理由の説明」を求めます。

町長。

○町長

本日は何かとご多忙の中、金山町議会5月臨時会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。提案いたします議案は、議事日程にございますように、議第40号から議第45号までの6件であります。

その内容は、専決処分の承認5件、補正予算1件でございます。

最初に議第40号、令和6年度金山町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,263万4千円を追加し、予算総額を56億6,503万4千円といたし、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

その内容でございますが、まずは歳入につきましては、財政運営の健全化に関わるものといたしまして、令和7年3月21日付けで山形県知事から、特別交付税の3月交付が2億6,015万3千円とする交付決定があり、12月交付分の6,552万7千円を合わせますと、令和6年度特別交付税の総額は3億2,568万円となり、前年度対比1,702万8千円、率にして5.5%の増となっております。

国からの各種情報要請並びに交付金につきましては、町議会3月定例会以降に最終の交付決定通知がなされ、交通安全対策特別交付金が予算より減額となりましたが、地方消費税交付金が2,848万8千円の増となるなど、地方譲与税並びに交付金の合計で、5,516万1千円の追加となりました。

このようなことから、翌年度への繰越財源の確保を考慮いたしますとともに、今後の財政基盤安定化、早期財政健全化を図るため、財政運営基金5,000万円及び資産活性基金5,000万円、合わせて1億円を積み立てすることとしております。

また、ふるさと寄付事業でございますが、令和6年度分、令和6年4月から令和7年3月ま

での、ふるさと寄付が確定し、返礼品納品事業者のご尽力により、薪や金山産米が大変な好評をえて、寄付額が3億1,641万7千円となりました。

また、個人版ふるさと納税において、宮城県、美郷町による代理受領を含む災害に伴う寄付106万円。ネコの不妊治療に対するガバメントクラウドファンディングが24万5千円となったことにより、寄付金は、既定予算額に対し、1,614万7千円の追加といたしております。

一方、返礼品、通信運搬費及び手数料などの事務費の精査や組み替えを行ったところ、不用額が生じ、事務費から積立金へ組み替えし、1,910万8千円を金山応援基金へ積み増しすることとしております。

その他、廃校物品の財産売り払い収入36万4千円、及び廃校施設の光熱水費等の負担金となる設備使用料として126万2千円を追加計上いたしたところであります。

続きまして歳出ですが、総務課関係につきましては、新庄金山道路事業に伴う町の光ケーブル移設につきまして、予定箇所の一部が事業延期となったことから、委託料を613万4千円減額し、歳入となる移設補償費についても、791万3千円減額いたしたところであります。

また、防災情報配信用タブレットの整備費につきまして、事業完了により、防災情報配信システム整備委託料1,691万7千円を減額するとともに、配信システム整備工事費490万円を減額いたしたところであります。

健康福祉課関係につきましては、地域生活支援事業について、令和5年度補助金の返還金として8万7千円を追加し、認定こども園「めごたま」に対する子供のための教育保育給付費負担金を25万8千円追加いたしたところであります。

産業課関係では、農政関係の各種補助金が確定いたしたことから、金山産落花生生産振興に係る園芸農業育成支援事業補助金、27万7千円、認定農業者協議会活動活性化事業費補助金7万7千円、農業後継者青年部活動活性化事業費補助金5万5千円、農業関係資格取得支援事業補助金20万円をそれぞれ減額いたしております。

また、農林整備関係では、人農地問題解決事業におきまして、人農地プラン検討委員会謝礼2万8千円、経営継承、発展等支援事業費補助金100万円、機構集積協力金680万円をそれぞれ減額いたしております。

林政関係では、森林経営管理、林業振興推進事業につきまして、林道路網維持等工事の完了等により、事業完了で1,100万2千円の減額とし、総財源で予定していた町森林環境譲与税基金からの繰入金1,048万8千円についても減額いたしております。

商工関係では、事業完了により、プレミアム付商品券発行事業費補助金で100万円、町制施行100周年記念飲食店等割引キャンペーン事業補助金50万円、新規開発事業補助金80万円、小規模事業者支援事業費補助金30万円について、それぞれ減額いたしております。

労働対策事業関係では、実績確定に伴い、新規学卒者採用促進奨励金40万円、常用労働者新規雇用奨励金60万円及び、資格取得支援事業奨励金60万円をそれぞれ減額いたしております。

グリーンバレー神室関係につきましては、ホテル、スキー場を除く光熱水費について、節減等により、250万円を減額いたしたところです。

農地農業用施設災害復旧事業につきましては、令和6年度に事業完了できなかった案件分を令和7年度に繰り越しし、事業実績に応じて1,260万円を減額するとともに、歳入であります県補助金586万9千円、小規模農地等災害復旧事業負債220万円を減額し、財源調整をいたしております。

なお、令和6年度で災害復旧ができなかった案件については、改めて令和7年度予算に補正計上することとしております。

また、町議会3月定例会で繰越明許費1千567万5千円の設定を可決いただいているところでありますが、令和7年度に復旧対応する部分につきましては、令和7年度補正予算で対応することといたしましたので、1千167万5千円を減額し、400万円の繰越明許費といたしております。

加えて、神室スキー場迂回路災害復旧事業及び、クロスカントリーコース災害復旧事業について、工事請負費の変更調整が必要となったことから、120万円の組み替えと、繰越明許費の補正を行ったところであります。

環境整備課関係につきましては、今冬の大雪の状況にかんがみ、国から臨時道路除雪事業費補助金800万円が交付されたことにより、一般財源を減額する組み替えをしております。

次に教学課関係につきましては、2棟分の未来留学学生寮整備工事の完了により、150万円を減額いたしております。

以上の財源につきましては、各種交付金、地方交付税、国庫支出金給付金、諸収入を追加する一方で、県支出金、繰入金及び町債を減額して調整させていただきました。

続きまして議第41号令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出それぞれ2千万円を減額し、予算総額を7億3千381万6千円といたし、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

内容は、利用実績により、居宅介護サービス給付費について、1千500万円を減額し、施設介護サービス給付費につきましても、1千万円減額いたすとともに、歳入歳出の見込み状況から、500万円を介護給付基金積立金に積み立てするものであります。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金を減額する一方、収入状況により、介護保険料を追加し調整させていただきました。

次に議第42号行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続き等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律に条項ずれが生じるため、これらの条項を引用している条例の改正を行う必要があり、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして議第43号、金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について及び議第44号金山町都市計画税、税条例の一部を改正する条例の制定についての専決

処分の承認についての2件でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、整合性を図るために所要の改正及び行う必要があり、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

続きまして議第45号令和7年度金山町一般会計補正予算第1号についてでございますが、歳入歳出それぞれ1千205万6千円を追加し、予算総額を50億7千305万6千円といたしております。

内容は、議会事務局関係につきましては、6月16日の山形県選出国会議員の中央要望に合わせまして、東京金山会総会に参加するため、参加費10万円を追加いたしております。

総務課関係につきましては、非常用電源装置設置に関しまして、人件費の高騰により、電柱等移転工事に係る補償費が追加する見込みとなったことから、118万7千円を追加いたしております。

また、防災情報配信タブレットにつきまして、地域等での操作説明のサポートを民間事業者の協力をいただきながら行うこととし、委託料200万円を追加いたしております。

次に健康福祉課関係につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種を原因とする町民の健康被害につきまして、給付金116万9千円を追加いたしており、全額が国庫負担金で措置されることとなっております。

産業課関係につきましては、小規模農地等災害緊急復旧事業において、令和6年度申請分に間に合わなかつたものについて、受益者負担は令和6年の申請分と同様、5%とし、令和7年度分として20件の申請を見込み、760万円を追加いたしております。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金及び町債をそれぞれ追加し、財源調整いたしたところであります。

以上6件につきまして、提案理由を申し上げましたが、詳細は担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

栗田議長

はい。ありがとうございました。

追加日程第1号の5、日程第4 提出議案の説明

次に、追加議事日程第1号の5、日程第4「提出議案の説明」を求めます。

(総務課長挙手)

総務課長。

総務課長

はい。

それでは、議第40号からご説明いたします。

はじめに、議第40号、令和6年度金山町一般会計補正予算、第14号の専決処分の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度金山町一般会計補正予算第14号について、別紙の通り専決処分したことについて承認する。

提案理由、地方譲与税、地方消費税交付金等国からの交付金、国庫支出金、ふるさと寄付金

等が確定し、財政運営基金や資産活性基金等への積立金、防災情報配信システムの事業等の確定に伴い、予算調整が生じ、早急に補正予算を定める必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したいので、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものである。

令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。

次のページをお開きください。

専第5号令和6年度金山町一般会計補正予算第14号の専決処分について、令和6年度金山町一般会計補正予算第14号を別紙の通り定め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日専決 金山町長 佐藤英司。

表紙の次のページをお開きください。

専第5号、令和6年度金山町一般会計補正予算第14号

令和6年度金山町一般会計補正予算第14号は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算第一条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56億。失礼しました、5千263万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6千503万4千円と定める。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分による当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費補正

第二条繰越明許費の補正是、第2表繰越明許費補正による。

地方債補正 第三条

地方債の補正是第3表地方債補正による。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正

1、歳入、2款地方譲与税、1項から3項まで、合わせまして、1千876万円の追加。

3款利子割交付金、1項、3万8千円の追加、4款配当割交付金、1項、105万1千円の追加、5款株式譲渡所得割交付金1項、232万8千円の追加。

6款、法人事業税交付金、1項、281万9千円の追加、7款地方消費税交付金、1項、2千848万8千円の追加。

8款環境性能割交付金、1項、78万8千円の追加、9款地方特例交付金、2項、96万3千円の追加。

10款地方交付税、1項、3千827万8千円の追加、11款交通安全対策特別交付金、1項、7万4千円の減額、14款国庫支出金、2項、351万4千円の追加。

15款県支出金、2項、1千133万5千円の減額、16款財産収入、2項、36万4千円の追加。次のページに移ります。

17款寄付金、1項、1千641万7千円の追加、18款繰入金、2項、1千238万8千円の減額、20款諸収入4項、397万7千円の減額、21款町債1項、3千340万円の減額。

歳入合計は補正前の額に、5千263万4千円を追加し、補正後の予算額は56億6千503万4千円と

なります。

次のページをお開きください。

2、歳出、2款総務費、1項5項合わせまして、8千794万5千円の追加、

3款民生費、1項2項合わせまして、34万5千円の追加。

5款労働費、1項、160万円の減額、

6款農林水産業費、1項2項合わせまして、1千475万6千円の減額。

7款商工費、1項、510万円の減額、

10款教育費、1項、160万円の減額。

11款災害復旧費、1項3項合わせまして、1千260万円の減額。

歳出合計は補正前の額に5千263万4千円を追加し、補正後の予算額は56億6千503万4千円となります。

次に第2表、繰越明許費補正。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、小規模農地等災害復旧事業につきましては、補正前の額1千567万5千円から、1千167万5千円を減額し、補正後の額は400万円となります。

同じく11款災害復旧費3項公共施設等災害復旧費、神室スキー場迂回路の災害復旧事業は、補正前の額4千618万8千円から120万円を減額し、補正後の額は4千498万8千円となります。

同じく、災害復旧費3項、公共施設等災害復旧費、神室スキー場クロスカントリーコース、災害復旧事業は、補正前の額894万4千円に120万円を追加し、補正後の額1千14万4千円となります。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正。

起債の目的。

初めに、過疎対策事業でございますが、440万円の減となり、補正後の限度額は1億1千170万円となります。

次に、緊急防災減災事業、2千490万円の減となり、補正後の限度額は1億8千790万円となります。

次に、緊急自然災害防止対策事業、80万円の減となり、補正後の限度額は1億2千860万円となります。

続きまして災害復旧事業330万円の減となり、補正後の限度額は1億4千280万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

まずは、以上でございます。

(健康福祉課長挙手)

栗田議長

健康福祉課長

健康福祉課長

それでは続きまして、議第41号についてご説明させていただきます。

令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号の専決処分の承認について、地方自治法第

179条第1項の規定により、令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号について、別紙の通り専決処分したことについて承認する。

提案理由、保険給付費の確定等により、予算調整が生じ、早急に補正予算を定める必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものである。令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。

次のページをお開きください。

専第6号令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号の専決処分について。

令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号を別紙の通り定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日専決、金山町長 佐藤英司。

表紙の次のページをお開きください。

専第6号令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算

第6号令和6年度金山町介護保険特別会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第一条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3千381万6千円と定める。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正

1、歳入1款介護保険料、

1項に、487万円を追加。

3款国庫支出金1項から1千万円を減額、

4款支払基金交付金、1項から1千500万円を減額、

6款財産収入1項に13万円を追加。

7款繰入金につきましては、予算組み替えのため補正額は0円です。歳入合計は補正前の額から補正額2千万円を減額し、7億3千381万6千円となります。

2、歳出1款総務費、

3項につきましては、予算組み替えのため補正額は0円となります。

2款保険給付費1項から2千500万円を減額、

5款基金積立金1項に500万円を追加。

歳出合計は補正前の額から補正額2千万円を減額し、7億3千381万6千円となります。

以上ですよろしくお願ひします。

(総務課長挙手)

栗田議長

総務課長。

総務課長

はい。続きまして、議第42号から議第45号まで、ご説明申し上げます。

はじめに、議第42号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙の通り専決処分したことを承認する。

提案理由。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日が政令により令和7年4月1日と定められたことを受け、当該法律改正により、条項ずれが生じる条例を早急に改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものである。令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。

次のページをお開きください。

専第2号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の、一部を改正する条例の制定についての専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する令和6年3月31日、専決 金山町長 佐藤英司。

行政手続きにおける、失礼します。これ6年と表記されておりますが、7年で訂正をお願いしたいと思います。令和6年度末の専決の案件でございましたので、大変失礼しました。令和7年3月31日専決で、訂正方お願いしたいと思います。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び、特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例ということで、条立てで二つの条例の改正となっております。

はじめに、第一条の方が、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正となります。

第2条の方が金山町税条例の一部改正となります。

いずれにしましても対象となる条項が一項ずつ、繰り下がっていくような内容の改正でございます。

次のページ移りまして付則この条例は令和7年4月1日から施行する。

議第42号については、以上です。

続きまして議第43号金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り、金山町税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙の通り専決処分したことについて承認する。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、金山町税条例の一部を緊急に改正する必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条3項の規定により、承認を求めるため提案するものであり、令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。

次のページをお開きください。

専第3号、金山町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り、金山町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。令和7年3月31日専決、金山町長 佐藤英司。

金山町税条例の一部を改正する条例、金山町税条例の一部を次のように改正するというものでございます。内容につきましては、先ほどの議会運営委員会でも配付させていただいた資料の通りでございますが、特定親族の特別控除の創設ですとか、軽自動車税種別割の標準課税区分の見直しに伴うもの、またマイナ免許証の運用に伴うものなどによりまして、関係条文、条項の改正を行ったものとなります。

4ページの方をお開きください。

付則施行期日第一条、この条例は令和7年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。となっておりますが、規定によりましては、5ページの方にありますように、令和8年1月1日、或いは令和8年4月1日の施行というものもございます。

また、税目ごとに、経過措置に関する規定もされておりますので、5ページ以降に記載されております。

議第43号につきましては以上となります。

続きまして、議第44号金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り、金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙の通り専決処分したことについて承認する。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、金山町都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものである。令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。

次のページをお開きください。

専第4号 金山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り、金山町都市計画税条例の一部を改正する

条例を制定することについて、専決処分する。令和7年3月31日専決、金山町長 佐藤英司。

金山町都市計画税条例の一部を改正する条例金山町都市計画税条例の一部を次のように改正するということで、内容につきましては、法改正によって生じた項ずれ、に伴う改正を行うものとなっております。

付則、施行期日、第1項この条例は令和7年4月1日から施行する。

経過措置につきましても規定してございます。

続きまして、議第45号となります。

表紙の次のページお開きください。

議第45号、令和7年度金山町一般会計補正予算第1号

令和7年度金山町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第一条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千205万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7千305万6千円と定める。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債補正第二条地方債の補正は第2表地方債補正による。令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳入、

14款国庫支出金、1項、116万8千円の追加。

15款県支出金、2項、266万6千円の追加。

19款繰越金1項、382万2千円の追加。

21款町債1項、440万円の追加。

歳入合計は、補正前の額に1千205万6千円を追加し、補正後の予算額は50億7千305万6千円となります。

続きまして、

2、歳出、

1款議会費、1項、10万円の追加。

2款総務費、1項、318万7千円の追加。

4款衛生費、1項、116万9千円の追加。

11款災害復旧費、1項、760万円の追加。

歳出合計は補正前の額に1千205万6千円を追加し、補正後の予算額は50億7千305万6千円となります。

次のページをお開きください。

続きまして、第2表、地方債補正、被災の目的。

緊急防災減災事業につきましては、120万円の増となり、補正後の限度額は3億2千670万円となります。

次に災害復旧事業は、320万円を新たに計上し、補正後の限度額は320万円となります。起債の方法、利率、償還の方法の変更はなく、災害復旧事業も同じとなります。以上でございます。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

栗田議長

ありがとうございました。

追加議事日程第1号の5、日程第5 議案審議

次に、追加議事日程第1号の5、日程第5「議案審議」にはいります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第40号から議第41号の2件、議第42号から議第44号までの3件、議第45号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第40号から議第41号の2件、議第42号から議第44号までの3件、議第45号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことになりました。

それでは、議第40号から議第41号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ないようですので、これで議第40号から議第41号までに対する質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第40号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第40号は原案の通り承認されました。

次に、議第41号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第41号は原案の通り承認されました。

次に、議第42号から議第44号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ないようですので、これで議第42号から議第44号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第42号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第42号は原案の通り承認されました。

次に、議第43号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第43号は原案の通り承認されました。

次に、議第44号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第44号は原案の通り承認されました。

次に、議第45号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ないようですので、これで議第45号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議題45号を原案の通り決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第45号は原案の通り可決されました。

ここで会議の途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

(13時44分)

— 休憩 —

栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

(14時00分)

ただいま、町長から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程等と追加議案を配布します。

お諮りします。

お手元に配付いたしました議事案件を、本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1号の6、日程第1 町長提出議案の追加一括上程

追加議事日程第1号の6、日程第1「町長提出議案の追加一括上程」を行います。

議第46号、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（建築工事）請負契約の締結について。

議第47号、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事（電気設備工事）請負契約の締結について。

以上2件を一括上程します。

追加議事日程第1号の6、日程第2 提案理由の説明

次に、追加議事日程第1号の6、日程第2「提案理由の説明」を求めます。

(町長挙手)

はい、町長。

町長

先ほどは、提案いたしましたすべての議案をご可決いただき誠にありがとうございました。追加で提案させていただく議案につきましてご説明を申し上げます。提出議案は、追加議事日程にございますように、議第46号及び議第47号の2件であります。その内容は、その他2件でございます。

はじめに、議第46号金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事建築工事請負契約の提携についてでございますが、非常用電源確保に向けて準備を進め、令和7年4月28日に入札を行った結果、次の通り、契約することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものでございます。

事業名、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、建築工事。

契約金額、金4千719万円。

契約の相手方、有限会社 星輪 代表取締役社長 柴田純一。

最後に、議第47号金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、電気設備工事請負契約の締結についてでございますが、こちらにつきましても、令和7年4月28日に入札を行った結果、次の通り契約することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

事業名、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、電気設備工事

契約金額、金1億5千761万9千円。

契約の相手方、東北電化工業株式会社 新庄営業所所長 柴田彰。

以上2件につきまして、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第1号の6、日程第3 提出議案の説明

次に、追加議事日程第1号の6、日程第3「提出議案の説明」を求めます。

(総務課長挙手)

はい、総務課長。

総務課長

はい。

それでは、議第46号からご説明いたします。

議第46号金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事建築工事請負契約の締結について。

町は次により請負契約を締結することができる。

- 1、事業名、金町役場庁舎非常用電源設備設置工事、建築工事。
- 2、契約金額金4千719万円。こちらは税込みとなってございます。
- 3、契約の相手方、山形県最上郡金山町大字金山字上河原2109-31。有限会社 星輪 代表取締役社長 柴田純一。

提案理由、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、建築工事について請負契約に付すため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであり、令和7年5月1日提出、金山町長佐藤英司。

こちらちょっと補足を説明させていただきますと、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づいて、町の条例で議会の議決に付きなければならない、契約に関して定められていますが、予定価格が5千万円以上の工事の請負が、議決の要件となって、条例で定められております。契約額は5千万円を切っておりますが、予定価格が5千万円以上でしたので、今回、議決が必要な案件として提案をさせていただいたものでございます。

続きまして、議第47号金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事電気設備工事請負契約の締結について。

町は次により請負契約を締結することができる

- 1、事業名、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、電気設備工事。
- 2、契約金額、金1億5千761万9千円。税込みでございます。
- 3、契約の相手方。失礼しました。最上郡すいません。削除お願いいたします。

山形県新庄市五日町字常磐町1259-3 東北電化工業株式会社 新庄営業所所長 柴田彰。
提案理由、金山町役場庁舎非常用電源設備設置工事、電気設備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。以上でございます。

栗田議長

はい、ありがとうございました。

追加日程第1号の6、日程第3 議案審議

次に、追加議事日程第1号の6、日程第3「議案審議」にはいります。

それでは、議第46号から47号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

寒河江議員

はい。

栗田議長

寒河江議員。

寒河江議員

はい。4番、寒河江でございます。

やっと非常用電源の工事が入るということで、本当によかったですなと思ってるところですけども、工事の後に、また、路盤の方の、工事も行うと思うんですけども、そこでですね、この非常用電源の入札ありましたけれども、入札の結果はわかりましたけども、何社指名で、参加者の内容について、この2点、内容について、建築とそして、電気設備の関しての入札状況についてお聞きしたいと思います。

それとですね、もう一つですね、電気工事に関しまして、今町の地下の方に、キュービクル。受電盤あるわけですけども、その撤去も全部入っているのかというのを全部含めて、その2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

栗田議長

総務課長。

総務課長。

はい。

それでは、まずは1点目でございます。初めに、役場庁舎建築工事の方の入札の状況でございます。指名業者の数につきましては、全部で5社でございます。指名した業者5社すべて参加いたしております。

続きまして、電気設備工事の方でございますが、こちらにつきましても、5社でございまして、指名した業者すべて応札しております。

続きまして役場地下のキュービクルの撤去について入っているかということですが、こちらは電気設備の方に入っております。ただ、外構とかそういうものはこれから発注されまして、

それはまた別枠となりますので、よろしくお願ひいたします。

寒河江議員

はい。入ってることで、また別かなと思いながらお聞きしたんですけども、やはり入札に関してもですね、予定は5千万以上だということだったので、それよりやっぱり入札も下がったということで、よかったですなと思いますし、その参加者、入札、指名された会社の方々が全員参加したと、入札参加したということで本当によかったです。ぜひいいものできるように、ぜひよろしくお願いしたいと思いますし、また、状況についてまた変わったり、様々なことがありましたら、ぜひ議会の方にも報告をお願いしたいと思います。終わります。

栗田議長

他に質疑ありませんか。はい。ないようですので、これで議第46号から議第47号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第46号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第46号は原案の通り承認されました。

次に、議第47号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第47号は原案の通り承認されました。

追加議事日程第1号の6、日程第4 閉会中の継続調査の件

次に、追加議事日程第1号の6、日程第4「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

議会運営委員長並びに、議会広報常任委員長から「閉会中の継続調査」の申し出がありました。

はじめに、議会運営委員長から説明を求めます。

矢口委員長。

矢口議員

一番、矢口です。

それでは閉会中の継続調査の申し出についてご説明いたします。

令和7年5月1日、金山町議会議長 栗田保則殿、議会運営委員長 矢口政一 本委員会は、所管の事務のうち、

① 議会の運営に関する事項。

- ② 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項。
- ③ 議長の諮問等に関する事項について、調査が完了するまで、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し出をするものであります。よろしくお願ひいたします。

栗田議長

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員長から説明を求めます。星川委員長。

星川議員

はい、8番 星川です。

それでは、閉会中の継続調査の申し出についてご説明いたします。

令和7年5月1日、金山町議會議長 栗田保則殿、議会広報常任委員長 星川智子。本委員会は、所管事務のうち議会広報に関する一切の件について、調査が完了するまで、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により、申し出をするものであります。よろしくお願ひいたします。

栗田議長

ありがとうございました。

ただいま、議会広報常任委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま、町長から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

お諮りします。

お手元に配付しました議事案件を、本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本日の日程に追加することに決定しました。

それでは、ただいま配付しました追加議事日程をお開き願います。

追加日程第1号の7、日程第1 町長提出議案の追加上程

追加議事日程第1号の7、日程第1「町長提出議案の追加上程」を行います。

議第48号金山町監査委員の選任について、以上1件を追加上程します。

地方自治法第117条の規定により、中村忠行議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(中村議員が退場してから)

追加日程第1号の7、日程第2 提案理由の説明

次に、追加議事日程第1号の7、日程第2「提案理由の説明」を求めます。

(町長挙手)

町長

町長

先ほどは追加で提案いたしましたすべての議案をご可決いただき誠にありがとうございました。

さらに追加で提案させていただくようにつきましてご説明を申し上げます。提出議案は、追加議事日程にございますように、議第48号の1件であります。

その内容は、議第48号金山町監査委員の選任についてでございますが、これまで担っていたいただきました寒河江宏一監査委員から、令和7年4月28日付で退職届があり、同日付で承認いたしましたことから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町の監査委員に、議員の中から1名を選任するにあたり、議会の同意を求める人事案件でございます。

新たに選任する監査委員は、金山町大字山崎字三枝320番地、中村忠行氏、昭和42年1月31日生まれ、58歳でございます。

何卒ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

追加日程第1号の7、日程第3 提出議案の説明

栗田議長

ありがとうございました。

次に、追加議事日程第1号の7、日程第3「提出議案の説明」を求めます。

(総務課長挙手)

総務課長。

総務課長

議第48号 金山町監査委員の選任について。

次のものを金山町監査委員に選任することについて、同意する。

氏名 中村忠行 昭和42年1月31日生まれ 58歳。

住所、金山町大字山崎字三枝320番地。

提案理由、議員のうちから監査委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものである。令和7年5月1日提出、金山町長 佐藤英司。以上でございます。

栗田議長

ありがとうございました。

追加日程第1号の7、日程第4 議案審議

栗田議長

次に、追加議事日程第1号の7、日程第4「議案審議」に入ります。

それでは、議第48号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議第48号に対する質疑を終わります。

なお、本案は人事案件ですので、討論は行わないで、これより採決を行います。

議第48号の原案に同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第48号の原案に同意することに決定しました。

(中村議員が入場してから)

それでは、中村忠行議員が満場一致をもって、監査委員の選任に同意されましたことをお知らせします。

中村議員

よろしくお願ひします。

栗田議長

これまで本臨時会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年5月金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

(14時19分)